

「犯罪死の見逃し防止に関する特別世論調査」の概要

平成 22 年 8 月 26 日
内閣府政府広報室

調査概要	調査対象	全国 20 歳以上の者 3,000 人
	有効回収数(率)	1,913 人 (63.8%)
	調査期間	平成 22 年 7 月 15 日～7 月 25 日
	調査方法	調査員による個別面接聴取
調査目的	犯罪死の見逃し防止に対する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。	
調査項目	<ol style="list-style-type: none">1 家族の具体的な死因を知ることへの関心2 遺体の多くを警察が取り扱うことに対する認知度3 犯罪死の見逃しに対する認知度4 犯罪死の見逃し防止のために、解剖する機会を増やすことへの考え方5 犯罪性がないと判断された遺体を、解剖することへの抵抗感	

<お願い>

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを
下記宛にご送付ください。

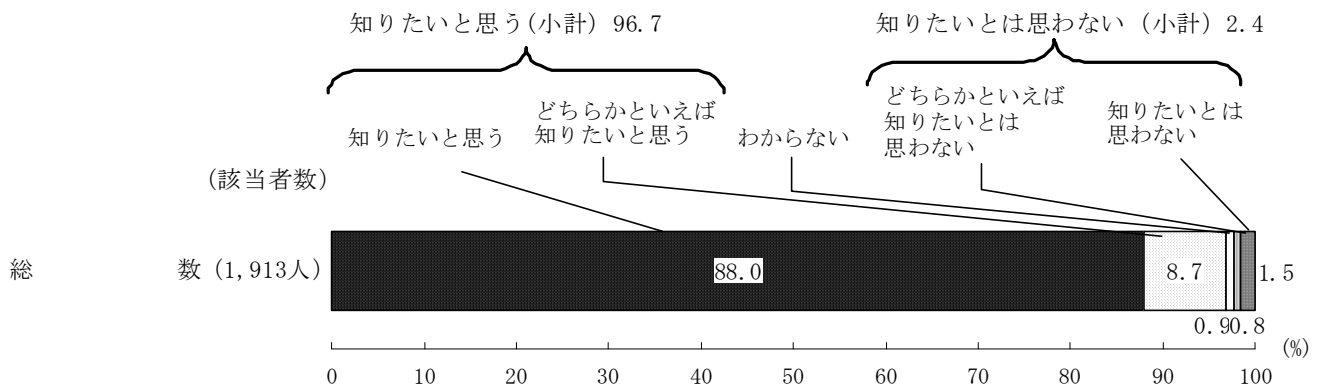
内閣府大臣官房政府広報室
世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
電話 03(3581)0070
FAX 03(3580)1186

1 家族の具体的な死因を知ることへの関心

平成 22 年 7 月

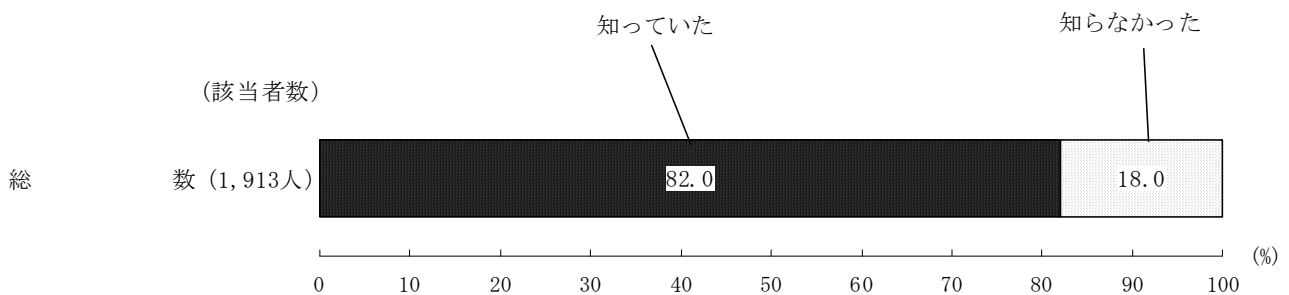
- ・ 知りたいと思う (小計) 96.7%
- ・ 知りたいと思う 88.0%
- ・ どちらかといえば知りたいと思う 8.7%
- ・ 知りたいとは思わない (小計) 2.4%
- ・ どちらかといえば知りたいとは思わない 0.8%
- ・ 知りたいとは思わない 1.5%



2 遺体の多くを警察が取り扱うことに対する認知度

平成 22 年 7 月

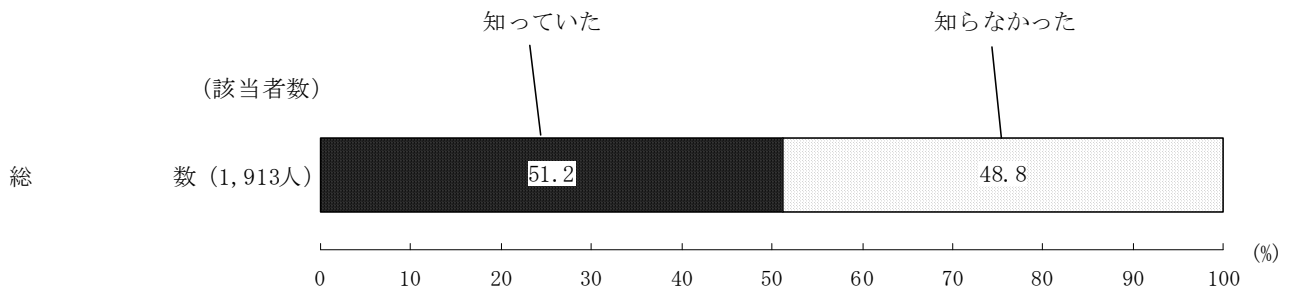
- ・ 知っていた 82.0%
- ・ 知らなかった 18.0%



3 犯罪死の見逃しに対する認知度

平成 22 年 7 月

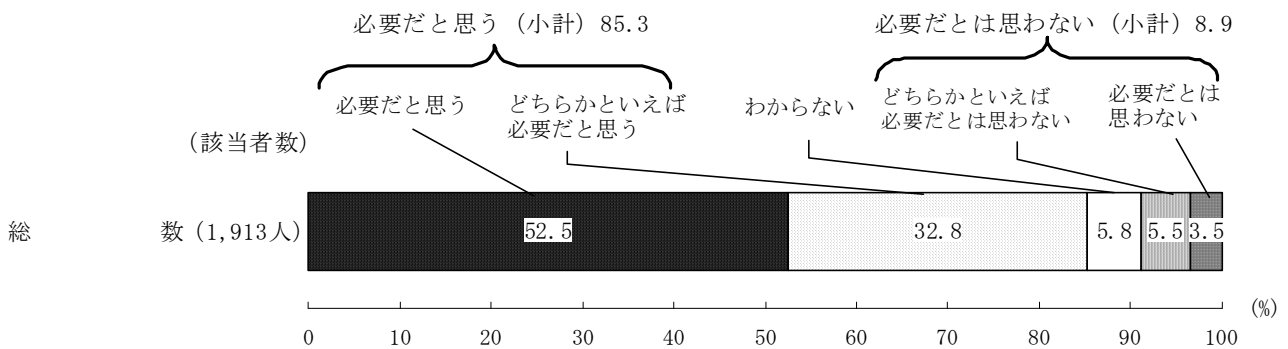
- ・ 知っていた 51.2%
- ・ 知らなかった 48.8%



4 犯罪死の見逃し防止のために、解剖する機会を増やすことへの考え方

平成 22 年 7 月

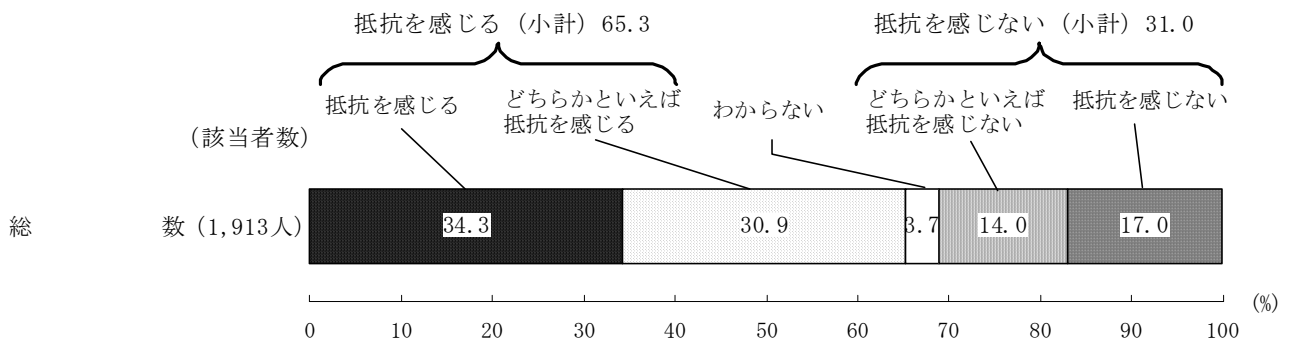
- ・ 必要だと思う (小計) 85.3%
- ・ 必要だと思う 52.5%
- ・ どちらかといえば必要だと思う 32.8%
- ・ 必要だとは思わない (小計) 8.9%
- ・ どちらかといえば必要だとは思わない 5.8%
- ・ 必要だとは思わない 3.5%



5 犯罪性がないと判断された遺体を，解剖することへの抵抗感

平成 22 年 7 月

- ・ 抵抗を感じる（小計） 65.3%
- ・ 抵抗を感じる 34.3%
- ・ どちらかといえば抵抗を感じる 30.9%
- ・ 抵抗を感じない（小計） 31.0%
- ・ どちらかといえば抵抗を感じない 14.0%
- ・ 抵抗を感じない 17.0%



犯罪死の見逃し防止に関する特別世論調査

調査時期：平成22年7月15日～7月25日
調査対象：全国20歳以上の者3,000人
有効回収数（率）：1,913人（63.8%）

話は変わりますが、次に時事問題として、「犯罪死の見逃し防止」についてお伺いします。

Q1 あなたは、もしご家族の誰かが亡くなられた場合に、具体的な死因を知りたいと思いますか。この中から1つだけお答えください。

- (88.0) (ア) 知りたいと思う
(8.7) (イ) どちらかといえば知りたいと思う
(0.8) (ウ) どちらかといえば知りたいとは思わない
(1.5) (エ) 知りたいとは思わない
(0.9) わからない

(資料1を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

(資料1)

我が国では、人が死亡したとき、戸籍法で7日以内に死亡届を出すことが定められており、死亡届には、死亡診断書又は死体検案書を添付しなければなりません。通常、病院で亡くなった場合には医師が死亡診断書を作成しますが、それ以外の場合には警察に通報し、警察から嘱託を受けた医師が死体検案書を作成することが一般的です。

その際には、警察官が犯罪性の有無等を判断するために、遺体の状況を外側から視る「検視」もあわせて行います。

Q2 あなたは、病院以外で亡くなられた遺体の多くを警察が取り扱っていることを知っていましたか。

- (82.0) 知っていた
(18.0) 知らなかった

(資料2を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

(資料2)

最近10年間(平成12年から21年までの間)において、警察が検視を行った遺体約140万体のうち、犯罪性はないと判断していたにもかかわらず、あとから被疑者による自供等により他殺等の犯罪性があつたことが判明した事案(犯罪死の見逃し)は約20件あります。

Q3 あなたは、犯罪死の見逃しが発生していることを知っていましたか。

(51.2)
知っていた

(48.8)
知らなかった

(資料3を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

(資料3)

警察が検視を行い犯罪性はないと判断したほとんどの遺体については、死因がはっきりとわからなくても、^{かいぼう}解剖などの詳細な死因究明は行われていません。

ただし、東京都23区内等の一部地域においては、死因の明らかでない遺体について、監察医という医師の判断で解剖が行われています。

Q4 あなたは、犯罪死の見逃しを防止するために、解剖を行う機会を増やしていくことが必要だと思いますか。この中から1つだけお答えください。

- (52.5) (ア) 必要だと思う
- (32.8) (イ) どちらかといえば必要だと思う
- (5.5) (ウ) どちらかといえば必要だとは思わない
- (3.5) (エ) 必要だとは思わない
- (5.8) わからない

Q5 あなたは、もしご家族の誰かが亡くなれば、警察が犯罪性はないと判断したものの、死因がはっきりとわからない場合、遺族の意向にかかわらず解剖を行うことに、抵抗を感じますか。この中から1つだけお答えください。

- (34.3) (ア) 抵抗を感じる
- (30.9) (イ) どちらかといえば抵抗を感じる
- (14.0) (ウ) どちらかといえば抵抗を感じない
- (17.0) (エ) 抵抗を感じない
- (3.7) わからない